

行政視察報告書

1. 委員会または会派等 市民教育厚生委員会
2. 視察期間 平成25年11月18日 から 平成25年11月20日までの 3日間
3. 視察先 ・北海道 函館市 ・北海道 苫小牧市 ・北海道 千歳市
4. 視察項目 ・福祉のまちづくり条例について、函館アリーナ整備基本計画について(函館市) ・子育て短期支援事業について、児童館・児童センターについて(苫小牧市) ・みんなで進める千歳のまちづくり条例に基づく事業者と 市民活動団体の縁結びプラザ事業について(千歳市)
5. 参加者 〔委員〕 光田茂 古庄和秀 田中正繁 森竜子 今村智津子 三宅智加子 平嶋慶二 北岡あや 吉田康孝 〔同行〕 古庄委員の介添人 〔随員〕 工藤誠
6. 考察 別紙のとおり 以上のとおり、報告いたします。 平成25年11月26日 報告者 <u>光田茂</u> 大牟田市議会議長 殿

6. 考察

① 北海道 函館市

【人口】 274, 976人（平成25年10月末日現在） 【面積】 677. 95平方km

《福祉のまちづくり条例について》

■取り組みの概要

函館市では、福祉のまちづくりを進めるために、平成13年12月に「函館市福祉のまちづくり条例」を制定し、平成14年7月1日から施行している。

福祉のまちづくりを、福祉サービスの質の向上や福祉施策への市民の積極的な参加、不特定多数の市民が利用する施設の福祉環境の整備促進などを通じて、全ての市民が地域で共に支え合い、ふれあいとやさしさにつつまれて生活するとともに、自らの意思で自由に行動し、広く社会活動に参加できるよう、あらゆる環境の整備を進めるものと定義している。第7条の施策の基本方針において、大きく(1)事業者及び市民がその果たすべき役割を認識しつつ、自主的かつ積極的に福祉のまちづくりに取り組む気運を高めること。(2)全ての市民が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができるようにすること。(3)障害者、高齢者等が公共的施設等を安全かつ円滑に利用することができるよう環境の整備を促進することの3点を掲げ、ハード、ソフトの両面から福祉のまちづくりを推進している。

(2)のソフト面では、地域における交流、社会参加の促進などが条文にうたわれ、日常的に浸透するような環境を整備されていた。

(3)のハード面では、平成15年から「福祉のまちづくり施設整備費補助金」制度を設け、手すりや段差解消等に補助金を交付しているが、申請件数が総計で5件と大変少なく、厳しい現状にあるため、本年5月に補助条件を見直した。さらに、建物を新築する時は、届け出を義務付けている。

また、バリアフリー新法の施行やそれに伴う北海道条例の改正に伴い、市の条例も改正の必要はあるが、未だ改正には至っていない。

さらに、進捗管理や補助金対象事業の審査などのために、福祉のまちづくり推進委員会を設置している。

■委員の感想

バリアフリーなどハードの整備よりも、福祉のまちづくりの理念を共有化し、一人ひとりの市民が認識するようなソフト面を重視しているところが重要である。

ノーマライゼーションの理念を浸透させるための理念条例であり、目に見える形では成果が見えにくいことに課題がある。

バリアフリー新法の施行により、市条例も改正の余地がある。大牟田市においても条例はないものの、新築や改築時などは、最新の基準でバリアフリーに取り組む

べきと痛感した。

福岡県にも同様の条例はあるが、大牟田市にはまだ条例は制定されておらず、まずは、福岡県福祉のまちづくり条例の理念を遵守し、高齢者や障害者、子どもや子育て中の方々など、全ての市民の人権が尊重され、大切にされるような福祉のまちづくりの視点が必要である。

《函館アリーナ整備基本計画について》

■取り組みの概要

現在の函館市民体育館は、昭和50年2月に開設されたが、建設後35年以上を経過し、機能の充実と老朽化に対応した整備が求められてきた。

こうした中で、平成21年6月に「函館市民体育館のあり方検討懇話会」を設置し、熱心な議論が行われ、同年12月には「現在地での増改築整備が望ましい」との提言書が提出された。

また、市議会においても検討され、平成22年1月に「現施設の改修にとどめることなく、新築あるいは新メインアリーナを増築し、整備すべきである」との提言書が提出された。

これらの提言などを踏まえ、教育委員会において、平成22年7月に「函館市民体育館整備基本構想」を策定した。この基本構想においては、市民体育館の機能の充実を図るため、「現在の市民体育館側駐車場にメインアリーナ棟を増築整備するとともに、既存施設を改築整備し、サブアリーナ等として活用する」こととした。

その後、既存施設の活用にとらわれることなく、合併後の新しい函館市にふさわしい市民のスポーツ活動の拠点施設、さらには大規模なコンベンションにも対応する機能を備えた新たな施設として、函館アリーナを整備するとの方針のもと、これまでの懇話会からの提言や基本構想も参考としながら、施設機能や設備内容などについて改めて検討を行ってきた。

このような経過から「函館アリーナ整備基本計画」として取りまとめられ、現体育館の敷地に5,000人規模のコンベンションが誘致できるアリーナと道南最大の多目的グラウンドの建設が進められていった。北海道新幹線開通に合わせ、平成27年8月オープン予定とのことである。

アリーナの概算事業費は63億円、合併特例債などの活用により、実質的な市の負担額は21億1,000万円だったが、復興特需やアベノミクス特需により材料費、人件費等が高騰、入札不調となり、事業費をアリーナ75億円、多目的グラウンド15億円に見直し、事業が着々と進んでいた。

■委員の感想

大牟田市においても新築に当たっては、このような国際規模の大会やプロスポーツの大会を誘致できる規模が必要であり、行政主導ではなく、現体育館の利用者をはじめ、多くの市民の意見を聞き、スポーツのみの観点ではなく、市民の健康づく

りや介護予防、さらに災害時の拠点となることも考慮し、まちづくりの視点から整備計画を策定することが重要である。

建築資材等が高騰している現状から、必要な機能を精査するとともに、発注に際しては可能な限り最新の原価計算が必要である。また、数十億円の事業であるため、地元経済の活性化の観点から、地元企業への優先発注に対しては配慮すべきだ。

② 北海道 苫小牧市

【人口】 174, 372人（平成25年10月 1 日現在） 【面積】 561. 61平方km

《子育て短期支援事業について》

■取り組みの概要

この事業は、保護者の疾病やその他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要なとき、苫小牧市内の里親宅において一定期間、養育・保護を行うことにより福祉の向上を図ることを目的とし、平成17年4月に創設。

その背景としては、苫小牧市内に児童相談所がないことや委託していた室蘭市まで約1時間かかることなどから、里親制度を活用し、市の単独事業として取り組むことになった。

受け入れ側となる契約里親は、北海道に登録されている苫小牧市在住者の中から契約。現在は16世帯中7世帯が契約しており、この中にはNPO法人などは含まれていない。

利用実績では、平成23年度から増加傾向にあり、利用児童数は17人で預かり総日数104日、24年度は11人で48日となっており、これまでの預かり平均日数は5.6日。

申請理由別では疾病や看護、出産などが多い傾向にあるが、最近では出張などの仕事、DV被害なども増えてきており、内容は多様化している。また、育児不安などについては、配置されている児童相談員4人や女性相談員1人が対応し、メンタル面でのアドバイスも行っている。

対象者別の利用状況では、生活保護世帯（ひとり親）が全体の58%を占めている。

利用料については国に準じており、生活保護世帯は無料、市民税非課税世帯はひとり親世帯が無料、その他世帯は1,100円。市民税課税世帯はひとり親世帯が1,100円、その他世帯が2歳未満児5,350円、2歳以上児2,750円となっている。これに対し委託料は、平成23年度が69万1,600円、24年度が30万5,600円、25年度は10月末現在で40万9,600円となっている（市の単費）。

課題としては同制度の周知について、これまで市のホームページなどでしか情報発信していなかったため、相談対応のなかで直接保護者に説明するよう取り組まれている。

■委員の感想

大牟田市には、大牟田市、柳川市、みやま市を管轄する児童相談所が設置されているほか、子育て短期支援事業も児童福祉施設で受け入れており、夜間の養護事業にも取り組まれ、内容面では苫小牧市より環境が整っていると言える。しかし、今後も利用者の増加や利用理由、内容の多様化なども見込まれることから、制度の周知や事業の充実、各機関のさらなる連携など重要になるものと考えます。

《児童館、児童センターについて》

■取り組みの概要

苫小牧市には小学校が15校あり、児童数は減少傾向にあるものの、共働きの世帯が増加していることなどから、児童館・児童センターの利用者数は増加している。

施設は、児童館が1カ所、児童センターが6カ所あり、市の直営。市立保育所の施設跡を利用している児童センターもあるが、平成26年度には老朽化している1児童館と1児童センターを廃止し、1館を新設。指定管理を導入する予定。建設費は1億5,000万円。これまでは小学生までを対象とした施設だったが、新設するセンターは週2回、午後9時まで開館し、パソコンを2台設置するなどして中学高校生の利用も可能とする計画。

人員は主査1人、嘱託3人を配置している。また、嘱託のアドバイザー2人を配置しており、週1回各施設をまわって育児や教育などの相談業務なども行っている。管理費は1センター当たり光熱費などで年間300万円前後。行事費用は、運営協議会への補助金11万2,000円と廃品回収による収益8万円などで年間約20万円となっている。

放課後児童クラブ（大牟田市でいう学童保育所・学童クラブ）も同センター内に開設されており、午後5時まではセンター利用の児童と一緒に過ごし、午後5時から同6時までの1時間を放課後児童クラブとして利用。利用料は1,000円（おやつ代は含まない）。

■委員の感想

児童館・児童センターと放課後児童クラブがうまくリンクされていて、1日平均70人の利用があり賑わっていた。大牟田市でも新たに建物をつくるという手法だけでなく、今ある地区公民館での子どもの居場所や学童保育、学童クラブなどを組み合わせ児童館と同じような機能をもたせるシステムができるのではないかと感じた。

2児童センターに限ってだが、障害児の受け入れも行っており、その場合は嘱託員を1人増員。送迎は保護者のほか子育てファミリーサポート利用もあり、現在は4人が登録されていた。大牟田市でも参考にしたい。

③ 北海道 千歳市

【人口】 95,387人（平成25年10月1日現在）

【面積】 594.95平方km

《みんなで進める千歳のまちづくり条例に基づく事業者と市民活動団体の縁結びプラザ事業について》

■取り組みの概要

【みんなで進める千歳のまちづくり条例の概要】

目指す千歳市の姿「住みよさを実感し、誇りを持てるまち」の実現のため、市民が市の業務に参加する「仕組みや支援策」を整え、市民協働のまちづくりを実現するための約束事として、みんなで進める千歳のまちづくり条例を制定。

経緯としては、平成16年7月に市民のみなさんが、まちづくりについて議論する「都市経営会議」を設置し、平成17年3月に「市民協働のあり方」について提言、平成18年3月に「市民協働推進条例の骨子」について提言する。「都市経営会議」の提言をもとに市が4月より条例素案の検討に着手し、10月には条例素案を「広報ちとせ号外」により全世帯に配布し、市民の意見を募集。その後、市民協働フォーラム「千歳がかわる！」を開催。平成19年3月に「みんなで進める千歳のまちづくり条例（案）」を市議会で議決。4月に条例施行。

目指すまちづくりの姿として、(1)市民協働によりまちづくりを進めること。(2)市民公益活動に積極的に取り組むことの二つの基本理念の下に、市民協働の基本原則として、(1)市民、市民活動団体及び事業者（以下市民等という）及び市、または市民等相互間におけるまちづくりに関する情報の共有。(2)市民協働の担い手となる人材の育成。(3)行政活動への市民等の積極的な参加の三大原則がある。

市民協働事業については市民協働推進会議（委員15名）を設置し、事業選考・事業評価を行っている。市は「市民協働行動計画」を毎年作成し、前年度の実績・評価と当該年度の予定を公表している。財源としては、市民の寄付や他の基金からの集約などによる「ひと・まちづくり基金」が約5億円ある。

「みんなで進める千歳のまちづくり条例」は、市民協働推進会議で進捗状況に応じて4年に1回見直される。

◎具体的な取り組み

(1)市民協働メールマガジン

まちづくりへの参加機会を求めている方へ必要な情報を配信するサービス。

(2)広報ちとせ特集記事

市民協働について理解を深めていただくため、考え方や実践事例などについて知らせている。

(3)市民協働フォーラム

市民協働について理解を深めていただくために開催している。

(4)市民協働リーダー養成

市民協働の担い手を育成するため、連続講座を開催し、修了者を「市民協働リ

ーダー」として認定している。

(5) 市民協働職員研修

協働する職員を育成するために研修を実施している。新規採用職員研修と係長職の特別研修がある。

(6) 定額自動寄付制度「きふ・とも」

北洋銀行と千歳市が協働して寄付制度を創設している。

(7) 市民協働推進会議

市民協働の推進に関して必要な事項を調査審議し、実践する機関として、市民と職員で構成する会議を設置している。平成24年度は15回開催。

(8) ひと・まちづくり助成事業

地域づくりやひとづくりにつながる市民活動を推進するため、市民等が自主的に実施する事業に必要な経費の一部を助成する。事業のスタートやきっかけづくりとして、1年間限定で助成。

(9) 協働事業

市民協働のまちづくりに取り組むきっかけづくりとして、市民活動団体と市が連携して公益的な事業を企画実施しています。「市民提案型」と「市提案型」があります。

(10) 市民協働プロモーション事業

「市提案型」協働事業として実施した事業のうち、事業完了後も引き続き実施することにより、市民活動団体の知識や技術をまちづくりに活用できると認められる事業は、改めて実施団体を公募し事業を継続している。

(11) 市民協働サポート事業

協働事業として実施した事業のうち、事業完了後も引き続き同一の市民活動団体と市が協働して実施することにより、協働する人材の育成が図られると認められる事業は、実施団体による自主事業化を目指して事業を継続している。

助成事業と協働事業の比較表①

	市民提案型	助成事業
内容	市民活動団体が知識や技術を、まちづくりに活用するために市へ提案する事業	市民等が地域づくりや人づくりのために行う事業
対象事業	① 公益・社会貢献事業で協働実施により地域の課題が解決されるもの ② 市民満足度が高まる・具体的効果が期待できる事業 ③ 団体と市の役割分担が明確で、協働実施による相乗効果が期待できる事業	① 公益・社会貢献事業 ② 市民協働の担い手となる市民を育成する事業 ③ 生涯学習振興事業

	<共通>3月中旬までに実績報告できる事業 ※助成事業は事業のスタートや既存取組の拡大など、きっかけづくりを促す制度であり、協働事業は、市との協働により課題解決に取り組むなど、市民協働の実践トレーニングとして位置づけられる。	
対象者	市民公益活動団体	市民(市内居住者勤務者通学者・個人法人団体)

助成事業と協働事業の比較表②

	市民提案型	助成事業
補助率	10/10(上限100万円)	1/2(上限なし)
補助期間	最長2年間	原則単年度
審査	市民協働推進会議による審査	
	公開プレゼンテーション	公開ヒアリング
事業決定	市民協働推進会議による審査を経て市長が決定	
実績・評価	評価要綱に基づく評価の実施・公表	市民協働推進会議との意見交換

【事業者と市民活動団体をつなぐ“縁結び”事業の概要】

“縁結び”事業は、「みんなで進める千歳のまちづくり条例」に基づき、事業者の社会貢献活動を促進するとともに、市民が広く「まちづくり」に参画する機会を拡充するため、市が事業者と市民活動団体のまちづくり活動における連携・協力を仲介支援（縁結び）している。

◎対象事業（宗教や政治活動及び営利に関する内容は対象外）

- ・公益的または社会貢献的な事業
- ・生涯学習の振興を目的とした事業
- ・市民協働の担い手となる市民等を育成する事業
- ・その他、ひとづくり・まちづくりに寄与する取組み

◎対象分野は、高齢者・障害者支援、環境美化、子育て支援、子どもの健全育成、防災・防犯、生涯学習・文化芸術・スポーツ振興、国際理解・協力、地域振興。

◎利用対象者（登録数）

- ・事業者 千歳工業クラブ会員企業（現在117社）
- ・市民活動団体 千歳市市民公益活動団体（現在41団体）

※営利を目的とせず自主的かつ自立的に社会貢献活動を行う団体。5人以上の会員で組織し、1年以上活動している。規約、会則があり、予算・決算を適正に行っている。

- ・登録外の事業者でも市民活動団体に紹介のみ行う。現在、市内外の事業者について登録拡大を検討中。

◎事業の概略

(1)市のホームページを活用した縁結び

・「事業者と市民活動団体の縁結びプラザ」の開設

企業または市民活動団体が、自主事業として、社会貢献活動やひとづくり・まちづくりに寄与する取組み等を実施する際、企業が市民活動団体との連携・協力を望む場合、または市民活動団体が企業との連携・協力を望む場合に、市のホームページに双方の情報を掲載し、企業と市民活動団体との連携・協力の縁結びを行う。

(2)縁結び事業提案説明会の開催による縁結び

企業と市民活動団体の連携・協力を希望する事業の提案説明会を年1回程度開催し、双方が、直接プレゼンし合う機会を設定している。双方が、互いの事業提案を聞き、連携・協力が可能な事業や関心のある事業があった場合は、事業提案者に連絡し、双方が合意した際には、事業を連携・協力して実施している。

“縁結び”事業と協働事業の比較表②

	協働事業	縁結び事業
対象者	市民公益活動団体	市民公益活動団体(41団体) 企業(117社)
対象事業	① 公益・社会貢献事業で協働実施により地域の課題解決が図られる事業 ② 市民満足度が高まる事業 ③ 団体と市の役割分担が明確で、協働による相乗効果が期待できる事業	① 公益・社会貢献事業 ② 生涯学習の振興を目的とした事業 ③ 市民協働の担い手を育成する事業 ④ ひとまちづくりに寄与する事業
補助事業	協働事業補助制度	ひとまちづくり助成制度
補助率	10/10	1/2
申請者	市民公益活動団体	市民公益活動団体

■委員の感想

「みんなで進める千歳のまちづくり条例」の基本理念は、市民、市民活動団体及び事業者並びに市が、対等の関係で、将来の都市像の実現を目指し、良きパートナーとして、それぞれの特性と役割を理解して、市民協働によるまちづくりを進めている。条例は、「目標・決め事（目指すまちづくりの姿・3大原則）」、「まちづくりの担い手と役割（誰がどんな役割を担うのか）」、「実現するための制度・方策（具体的なしくみや支援策等）」で構成されている。また、事業を実施するために市民協働推進会議（一般市民5名・団体5名・市職員5名）を設置し、事業の選考・実績評価、条例の見直しなどを行っている。本市においても「まちづくり基本条例」の平成28年度施行を目指している。条例制定後の協働の事業を進めていく上でも、具体的なしくみや支援策、それぞれの役割と人材育成など、他市の状況も調査・研

究して良いところは、取り入れるべきである。

「事業者と市民活動団体の縁結びプラザ事業」は、企業や市民活動団体が、社会貢献活動やひとづくり・まちづくりに寄与する取組み等を自主事業として実施する際に、人・場所・技術など必要な情報を紹介し、連携・協力を仲介支援（縁結び）している。本市でも市民活動団体の状況の把握、情報の公開や事業の紹介、社会貢献を実施または考えている事業者との連携・協力を仲介支援していくことは、検討すべきである。